愛媛県地域医療医師確保
期間選択制奨学金貸与制度のしおり

（令和８年度版）



愛媛県イメージアップキャラクター
みきゃん

愛媛県　保健福祉部　社会福祉医療局　医療対策課

はじめに

愛媛県地域医療医師確保期間選択制奨学金貸与制度は、将来、愛媛県内の指定医療機関等に医師として勤務し、本県の地域医療の発展に貢献しようとする意欲のある医学生及び研修医の皆様に対して、その修学等に必要な資金を愛媛県が貸与する制度です。

貸与を受けた方が、貸与期間と同期間、知事が指定する医療機関等で勤務した場合、奨学金の返還が免除されます。

なお、本県では、内科、小児科、外科、整形外科、産婦人科及び総合診療科に従事する医師が不足しており、その中でも特に不足している「産科」を特定診療科として設定し、医師の確保を図ることとしています。

制度の概要

◆貸与対象者

将来、愛媛県内の医療機関で一定期間、医師の業務に従事する意志のある次の方（令和８年４月１日現在）

①全国の大学医学部医学科１年生から６年生（※自治医科大学生を含む）

②全国の臨床研修医

③専攻医（愛媛県内の医療機関等での実施に限る。）

（※１　愛媛県枠の令和８年度入学者に限ります。
※２　自治医科大学生には、必ず貸与するものです。（貸与辞退は不可））

◆貸与額

一般枠：月額１０万円

特定診療科枠（産科）：月額２０万円

◆貸与期間及び貸与方法

○貸与期間

上記①～③の期間（臨床研修は２年以内、専門研修は３年以内）のうち連続する２年間～６年間となります。

○貸与方法

毎月、口座振込み（原則２１日）により貸与します。

貸与の申込

◆受付期間

令和８年３月２日（月）～令和９年２月２６日（金）

◆貸与人員

一般枠、特定診療科枠（産科）：５名程度

◆貸与申請

地域医療医師確保期間選択制奨学金貸与申請書（様式第１号）に次の書類を添えて愛媛県医療対策課に提出してください。（マイナンバーは不要）

【共通書類（医学生・研修医）】

①本人の戸籍抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書

②身上調書（様式第２号）
③連帯保証人の印鑑証明書
④連帯保証人の所得を証する書類（前年の源泉徴収票、市町村長発行の所得証明書など）
⑤極度額承諾書
極度額とは、奨学資金の借入れが個人根保証契約（一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約）に属するため契約時に定めを要する、保証人の支払限度額です。
極度額は「貸与希望期間」×「120万円（特定診療科枠での貸与を希望する場合は240万円）」の総額を記入してください。
（例１：貸与希望期間２年、特定診療科枠での貸与を希望しない場合：240万円）
（例２：貸与希望期間６年、特定診療科枠での貸与を希望する場合：1,440万円）
⑥レポート
地域医療に対するあなたの考えと将来どのような医師になりたいかについて800字程度でまとめてください。（様式Ａ４横書、余白に大学名または医療機関名と氏名を記入してください。）

【医学生用書類】
①大学又は学部の長の推薦書（医学生用）（様式第３号）

【研修医用書類】
①研修を受ける医療機関等の長の推薦書（研修医用）（様式第４号）
②研修期間、研修内容等を証明する書類

◆連帯保証人
独立の生計を営み、奨学金の返還の債務を負担することができる成年者２名
（原則として、保証人はそれぞれ別の居住地である必要があります。）

◆面接
応募者に対しては必要に応じて面接の実施を予定しております。

◆貸与の決定
提出書類、面接評定等を考慮のうえ、貸与の適否を決定し、申請書に通知します。

貸与の休止・取り消し

◆貸与の休止
休学、停学、留年又は研修を中断したときは、休学の日、停学の処分を受けた日、留年した日又は研修を中断した日の属する月の翌月から復学した日、進級した日又は研修を再開した日の属する月まで奨学金の貸与は行いません。

◆貸与の取消し
次のいずれかに該当することになった場合は、奨学金の貸与を取り消します。
①退学又は臨床研修若しくは専門研修（貸与期間中の者に限る）を中止した場合
②正当な理由がなく、大学卒業後２年以内に医師免許を取得しなかった場合
③正当な理由がなく、医師免許取得後、直ちに臨床研修を開始しない場合
④奨学金の貸与を受けることを辞退した場合

⑤死亡又は心身の故障により大学の課程の履修又は臨床研修若しくは専門研修（貸与期間中の者に限る）を継続する見込みがなくなった場合

⑥その他奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められる場合

※奨学金の貸与が取り消された場合には、奨学金の返還が必要となります。ただし、心身の故障、災害その他やむを得ない事由により奨学金を返還することが困難であると認められる場合には、奨学金の返還債務の履行が猶予される場合があります。

奨学金の返還免除について

貸与期間終了後、次のいずれかに該当する場合には、奨学金の返還債務が免除になります。

◆業務従事期間の満了による場合【全額免除】

次の条件をすべて満たした場合、奨学金の返還債務が免除になります。

①大学を卒業後２年以内に医師免許を取得すること。（医学生の場合）

②医師免許の取得後、直ちに臨床研修病院で臨床研修を開始し修了すること。（医学生の場合）

③県内の指定医療機関等において貸与期間と同期間、医師の業務に従事すること。

※特定診療科枠（産科）は、産科の医師として業務に従事すること。

◆業務の継続が困難であると認められる場合【全額免除】

県内の指定医療機関等において医師の業務に従事する期間中に、業務上の事由により死亡したとき、また、業務に起因する心身の故障のために業務に従事することができなくなったときは、奨学金の返還の債務が免除されます。

◆返還が免除される事由の発生による場合【全額又は一部免除】

死亡、心身の故障、その他やむを得ない事由により指定医療機関等の医師としての業務に従事することができなくなったときは、奨学金の返還の債務の全部又は一部が免除されることがあります。

＊返還免除の要件を満たし、返還免除を受けようとする場合は、速やかに奨学金返還免除申請書（様式第７号）及び関係書類を提出する必要があります。

＊返還免除された額が所得として課税される場合があります。詳細は税務署にお問い合わせください。

○大学卒業後の勤務の例（自治医科大学生を除く）

卒　業
◆卒業後２年以内に医師免許を取得

１年目～２年目
◆医師法に基づく臨床研修を実施

３年目～５年目
◆臨床研修修了後、３年間を限度として専門研修を受けることができます。
＊計画書を提出し知事の承認を受ける必要があります。

６年目～○年目
◆県内指定医療機関等で勤務
＊主に県内公立病院を対象としますが、勤務に当たっては、貸与を受けた方及び対象医療機関のご希望も伺ったうえで調整を行うこととなります。

奨学金の返還免除
◆貸与期間と同期間の勤務期間を満了
〔以降は各人の希望により進路を決定〕

○奨学金貸与期間及び勤務の例（自治医科大学生を除く）

〈貸与期間６年（１年次～６年次貸与、専門研修後指定医療機関で勤務）〉

1年	2年	3年	4年	5年	6年	臨床	臨床	専門	専門	専門	指定	指定	指定	指定	指定	指定

〈貸与期間４年（５年次～臨床研修２年目貸与、専門研修後指定医療機関で勤務）〉

5年	6年	臨床	臨床	専門	専門	専門	指定	指定	指定	指定

〈貸与期間３年（専門研修１～３年目貸与、専門研修後指定医療機関で勤務）〉

専門	専門	専門	指定	指定	指定

〈貸与期間２年（臨床研修１～２年目貸与、専門研修を実施せず指定医療機関で勤務）〉

臨床	臨床	指定	指定

＊太線囲みが貸与期間

○大学卒業後の勤務の例（自治医科大学生）

卒　業
◆卒業後２年以内に医師免許を取得

１年目～２年目
◆医師法に基づく臨床研修を実施

３年目～５年目
◆専門研修が実施できるよう、連携施設にて勤務

６年目～９年目
◆県内指定医療機関等で勤務
＊市町から配置要望のある公立病院もしくは診療所または県立病院を対象としますが、勤務に当たっては、貸与を受けた方、対象医療機関のご希望も伺ったうえで調整を行うこととなります。

奨学金の返還免除
◆貸与期間と同期間の勤務期間を満了
〔以降は各人の希望により進路を決定〕

臨床研修期間	【キャリア形成期間】（専門研修期間）		へき地勤務等
1～2 年目	3～4 年目	5 年目	6～9 年目
県立中央病院	専門研修連携施設（特定診療科）	専門研修基幹施設	市町から配置要望のある公立病院若しくは診療所又は県立病院

※基幹施設での研修が１年を超える期間必要な特定診療科（救急科）に限り、１年を限度として連携施設での研修に替えて基幹施設での研修ができる。

○奨学金貸与期間及び勤務の例

〈貸与期間６年〉

1年	2年	3年	4年	5年	6年	臨床	臨床	指定	指定	専門	指定	指定	指定	指定

＊太線囲みが貸与期間

＊貸与期間と同期間（臨床研修期間及び専門研修期間を除く）、医師の業務に従事することで返還免除となります。
＊義務従事中に出産・育児により休業することは可能です。その期間については、従事期間から除外することになります。

＊専門研修後に専門性を高めるため、医育機関等で研修を希望する場合は、個別協議により検討することとなります。

返還の猶予について

返還免除の要件に該当しない限り、奨学金を返還する必要がありますが、心身の故障、災害その他やむを得ない理由により返還することが困難であると認められる場合は、その理由が継続する期間、奨学金の返還猶予を受けることができます。

奨学金の返還について

返還免除・猶予の要件に該当しない場合は、貸与を受けた奨学金の額に返還利息を加えた金額を返還しなければなりません。

◆返還しなければならない場合

①奨学金の貸与が取り消されたとき。

②正当な理由がなく臨床研修の修了後直ちに指定医療機関等の医師としての業務に従事しなかったとき、又は従事しなくなったとき。

③死亡したとき。（申請により、返還債務が免除又は猶予される場合があります。）

④心身の故障のため指定医療機関等の医師としての業務に従事することができなくなったと認められるとき。（申請により、返還債務が免除又は猶予される場合があります。）

⑤その他奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

◆返還額

返還額は、貸与を受けた奨学金の額に返還利息を加えた金額になります。

◆返還期日

返還事由が発生したときは、知事が定める日までに一括して返還しなければなりません。

◆返還利息

返還利息は、貸与を受けた奨学金の額に、貸与を受けた日の翌日から返還の日までの日数に応じて、年10%の割合で算定した額になります。

◆延滞利息

正当な理由なく奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還日までの日数に応じて、返還額につき年15%の延滞利息を支払わなければなりません。

届出

次のいずれかに該当するときは、届出書（様式第10号）にその該当する事実を証する書類を添えて、当該事実が発生した日から10日以内に届け出てください。

・大学を退学し、休学し、復学し、卒業し、若しくは停学の処分を受けたとき、又は正規の修業期間内に卒業する見込みがなくなったとき。

・臨床研修若しくは専門研修を中止し、休止し、再開し、若しくは変更したとき、又は臨床研修を２年以内に修了する見込みがなくなったとき。

・奨学金の貸与を受けることを辞退するとき。
・大学院に入学したとき。
・指定医療機関等を退職したとき。
・指定医療機関等の医師としての業務に耐えない程度の心身の故障を生じたとき。
・氏名又は住所を変更したとき。
・医師の免許を取得したとき。
・医師法第７条第１項の規定による処分を受けたとき。
・保証人の氏名、住所又は職業に変更があったとき。
＊保証人が死亡したとき又は破産その他保証人として適当でない事由が生じたときは、保証人変更届出書（様式第12号）を提出してください。

申請書提出先・問合せ先

〒７９０－８５７０
愛媛県松山市一番町四丁目４－２
愛媛県 保健福祉部 社会福祉医療局 医療対策課 医療政策グループ
ＴＥＬ　０８９－９１２－２４４９
ＦＡＸ　０８９－９２１－８００４